大阪府

令和９年度

大　阪　府　立　支　援　学　校
高　等　部　及　び　幼　稚　部
入　学　者　決　定　実　施　要　項

大阪府教育委員会

令和９年度大阪府立支援学校高等部及び幼稚部入学者決定実施要項

第１　全般的な事項 …… 1
　Ⅰ　募集する学校
　Ⅱ　府立支援学校高等部本科への出願
第２　大阪府立視覚支援学校高等部及び幼稚部入学者決定 …… 4
　Ⅰ　応　募　資　格
　Ⅱ　出 願 、 検 査 等
　Ⅲ　入 学 者 の 決 定
　Ⅳ　中学校等の進学指導
　Ⅴ　入学予定者の発表
　Ⅵ　府外から入学志願する者の審査
第３　大阪府立聴覚支援学校高等部及び幼稚部入学者決定 …… 8
　Ⅰ　応　募　資　格
　Ⅱ　出 願 、 検 査 等
　Ⅲ　入 学 者 の 決 定
　Ⅳ　中学校等の進学指導
　Ⅴ　入学予定者の発表
第４　大阪府立知的障がい支援学校、肢体不自由支援学校、病弱支援学校高等部入学者決定…… １１
　Ⅰ　応　募　資　格
　Ⅱ　出 願 、 検 査 等
　Ⅲ　入 学 者 の 決 定
　Ⅳ　中学校等の進学指導
　Ⅴ　入学予定者の発表
第５　令和９年度大阪府立支援学校高等部及び幼稚部入学者決定方針第６項に基づく特例 …… １４
第６　調査書記入上の留意事項 …… １５
第７　入学決定検査に伴う教育相談等の留意事項 …… １６
第８　令和９年度府立支援学校通学区域 …… １７
　Ⅰ　視覚支援学校
　Ⅱ　聴覚支援学校
　Ⅲ　知的障がい支援学校・肢体不自由支援学校・病弱支援学校
様式 …… ２０

令和９年度大阪府立支援学校高等部及び幼稚部入学者決定実施要項

令和９年度大阪府立支援学校高等部及び幼稚部入学者決定は、本実施要項の定めるところにより、基本的人権を踏まえ適正に実施する。

第１　全般的な事項

Ⅰ　募集する学校

１　府立視覚支援学校高等部及び幼稚部

学校名	部	科	学科	学年	募集人員
大阪南視覚支援学校	幼稚部			３歳児 ４歳児 ５歳児	
	高等部	本科	普通科	第１学年	
		専攻科（３年制）	保健理療科 理療科 理学療法科 柔道整復科	第１学年	各学科 １０人
大阪北視覚支援学校	幼稚部			３歳児 ４歳児 ５歳児	
	高等部	本科	普通科	第１学年	
		専攻科（３年制）	保健理療科 理療科	第１学年	各学科 １０人

２　府立聴覚支援学校高等部及び幼稚部

学校名	部	科	学科	学年
生野聴覚支援学校 堺聴覚支援学校	幼稚部			３歳児 ４歳児 ５歳児
中央聴覚支援学校	幼稚部			３歳児 ４歳児 ５歳児
	高等部	本科	普通科 インテリア科 アパレル情報科	第１学年
		専攻科（２年制）	デザイン情報科	第１学年
だいせん聴覚高等支援学校	高等部	本科	普通科 工業テクノロジー科 情報コミュニケーション科 ライフ・サポート科	第１学年
		専攻科（２年制）	工業テクノロジー科 情報コミュニケーション科 ライフ・サポート科	第１学年

３　府立知的障がい支援学校、府立肢体不自由支援学校及び府立病弱支援学校高等部

(1) 知的障がい教育を行う支援学校

高等部生活課程　第１学年

- 高槻支援学校
- 八尾支援学校
- 富田林支援学校
- 佐野支援学校
- 豊中支援学校
- 寝屋川支援学校
- 和泉支援学校
- 守口支援学校
- 吹田支援学校
- 泉北高等支援学校
- 摂津支援学校
- 泉南支援学校
- 枚方支援学校
- 西浦支援学校
- 思斉支援学校
- 難波支援学校
- 生野支援学校
- 住之江支援学校
- 東住吉支援学校
- 東淀川支援学校
- 堺支援学校
- 茨木支援学校
- 東大阪支援学校
- 交野支援学校四條畷校
- 箕面支援学校
- 出来島支援学校

(2) 肢体不自由教育を行う支援学校

高等部普通課程　第１学年

- 堺支援学校
- 茨木支援学校
- 東大阪支援学校
- 岸和田支援学校
- 藤井寺支援学校
- 交野支援学校
- 箕面支援学校
- 中津支援学校
- 光陽支援学校
- 西淀川支援学校
- 平野支援学校
- 東住吉支援学校

(3) 病弱教育を行う支援学校

高等部普通課程　第１学年

- 刀根山支援学校

Ⅱ　府立支援学校高等部本科への出願

１　出願方法

出願は大阪府立学校オンライン出願システム(以下「オンライン出願システム」という。)により行う（郵送による出願は認めない）。なお、府立支援学校高等部専攻科及び幼稚部への出願については、オンライン出願システムを使用しない。

２　出願手続き

(1) 志願者による出願登録

志願者は、「**第２　大阪府立視覚支援学校高等部及び幼稚部入学者決定**」から「**第４　大阪府立知的障がい支援学校、肢体不自由支援学校、病弱支援学校高等部入学者決定**」の各入学者決定のページで示す「出願期間」（「**第２　大阪府立視覚支援学校高等部及び幼稚部入学者決定**」及び「**第３　大阪府立聴覚支援学校高等部及び幼稚部入学者決定**」にあっては、高等部本科。以下同じ。）の「志願者による出願登録」の期間内に、次のア～ウに示す出願データの登録等を行い出願するとともに、中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下、「中学校等」という。）の校長による承認を得る。

ア　マイページ案内の受領

志願者は、在籍する中学校等から、オンライン出願システムにログインするための「マイページ案内」を受領する。

イ　志願者情報の登録

志願者は、「マイページ案内」からオンライン出願システムにログインし、志願者名、ふりがな、生年月日、志願者現住所、保護者（本人に対して親権を行う者であって、原則として父母、父母のいずれかがない場合は父又は母、親権を行う者がない場合は後見人。以下同じ。）名、ふりがな、保護者現住所及び電話番号並びに顔写真等、必要事項を登録する。

ウ　出願情報の登録

志願者は、オンライン出願システムに、志願する入学者決定の種類、志願先校等並びにその他志願先の校長が必要と認める書類の画像等データ（ＪＰＧ又はＰＤＦファイルによる。以下同じ。）等、必要事項を登録する。なお、登録すべき出願情報の詳細は各入学者決定のページを参照すること。

(2) 中学校等の校長による承認等

「**第２　大阪府立視覚支援学校高等部及び幼稚部入学者決定**」から「**第４　大阪府立知的障がい支援学校、肢体不自由支援学校、病弱支援学校高等部入学者決定**」の各入学者決定のページで示す「出願期間」の「中学校等の校長による承認期間」内に、次に示す調査書情報（以下、「調査書」という。）等の登録と確認を行う。

ア　調査書の登録

中学校等の校長は、志願者の調査書情報をオンライン出願システムに登録する。

イ　志願者情報及び出願情報の確認

中学校等の校長は､志願者がオンライン出願システムに登録した志願者情報及び出願情報が適正であることを確認する。

(3) 出願受理

志願先支援学校の校長は、オンライン出願システムにより、志願者が登録し、中学校等の校長が承認した出願データを適切に処理する。

３　受験票の交付

(1) 受験票の交付

志願先支援学校の校長は、出願を受理した全志願者に対して、オンライン出願システムにより受験票を交付する。

(2) 受験票の印刷

志願者は、交付された受験票を印刷（Ａ４判）し、検査等の実施日に持参する。

４　その他

オンライン出願システムの利用方法等については、大阪府教育委員会（以下「府教育委員会」という。）のウェブページ（「オンライン出願システム（府立支援学校）」 https://www.pref.osaka.lg.jp/o180060/shienkyoiku/nyugaku/shienonlinesystem.html ）で確認すること。

第２　大阪府立視覚支援学校高等部及び幼稚部入学者決定

Ⅰ　応募資格

入学を志願することのできる者は、次の①及び②に該当する者とする。

①　両眼の視力がおおむね 0.3 未満の者又は視力以外の視機能障がいが高度の者のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度の者

②　本人及び保護者の住所が大阪府内(以下「府内」という。)にある者、高等部専攻科においては、本人の住所が府内にある者又は大阪府外（以下「府外」という。）にあって、「**Ⅵ　府外から入学志願する者の審査**」に定める審査を受けて承認された者で、次の各号のいずれかに該当する者

(1)　幼稚部にあっては、令和３年４月２日から令和６年４月１日までに生まれた者

(2)　高等部本科にあっては、

ア　中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）した者、又は令和９年３月に卒業する見込みの者

イ　学校教育法施行規則第 95 条の各号のいずれかに該当する者

なお、以下の(ｱ)～(ｴ)のいずれかに該当する者は志願することができない。

(ｱ) 高等学校（国公私立のすべての高等学校をさす。以下の(ｱ)～(ｴ)において同じ。）、中等教育学校又は高等学校と同等と認定された在外教育施設の課程を卒業した者又は令和９年３月に卒業する見込みの者

(ｲ) 特別支援学校の高等部を卒業した者又は令和９年３月に卒業する見込みの者並びに高等専門学校の第４学年以上に進級した者又は令和９年３月に進級する見込みの者

(ｳ) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又は令和９年３月に修了する見込みの者

(ｴ) 日本国内において、外国の高等学校相当として文部科学大臣が指定した外国人学校において、学校教育における12年の課程を修了した者又は令和９年３月に修了する見込みの者

(3)　高等部専攻科にあっては、

ア 高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程を卒業した者、又は令和９年３月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則第 150 条の各号のいずれかに該当する者

Ⅱ　出願、検査等

１　出願

(1) 高等部の出願は１校１学科に限る。

ただし、高等部専攻科にあっては、保健理療科を志願する者については理療科を、また、理療科を志願する者については保健理療科を第２志望にすることができる。

(2) 出願期間（＊）及び出願時間

（＊）高等部本科においては出願データが志願先高等支援学校に提出される期間。以下同じ。

ア　幼稚部

出願期間（土、日を除く）	出願時間
令和９年１月 22 日(金)から１月 29 日(金)	午前 10 時～午後４時

イ　高等部専攻科

出願期間（土、日を除く）	出願時間
令和９年１月 15 日(金)から１月 22 日(金)	午前 10 時～午後４時

ウ　高等部本科

令和９年１月22日（金）午前９時から１月29日（金）午後２時

(ｱ) 志願者による出願登録
　志願者情報等の入力期間
　令和８年12月８日（火）午前９時から令和９年１月29日（金）午後２時（※）
(ｲ) 中学校等の校長による承認期間
　令和８年12月８日（火）午前９時から令和９年１月29日（金）午後２時
(ｳ) 志願先支援学校長による出願受理期間
　令和９年１月22日（金）午前９時から令和９年１月29日（金）午後２時

（※）オンライン出願システムでは、志願者による出願後、在籍する中学校等の校長の承認手続きが必要となる。志願者による出願登録は入力期間内に余裕をもって行うこととし、出願登録完了後は速やかに在籍する中学校等の校長に承認手続きを依頼すること。

(3) 提出書類等

ア　○　幼稚部　　入学願　　（様式 S101）〔21 ページ〕
　　○　高等部専攻科　　入学志願書（様式 S103）〔23 ページ〕
　　＊高等部本科　　オンライン出願システムによる出願のため、上記様式は使用しない

イ　志願者の調査書（出身学校で作成する。高等部志願者のみ。）（様式 S161）〔25 ページ〕

この要項の「**第６ 調査書記入上の留意事項**」に従い、令和８年 12 月 31 日現在をもって作成する。ただし、令和９年１月１日（金）から、高等部専攻科は１月 22 日（金）まで、高等部本科は１月 29 日(金)までに転入学した者で、視覚支援学校高等部入学者決定に出願する者の調査書は、原則として在籍していた中学校等に照会を行い作成する。

高等部本科への出願にあたっては、中学校等の校長は、様式 S161 により作成した調査書の画像等データをオンライン出願システムに登録する。

ウ　住民票等の写し

令和７年度以前に卒業した者は、本人及び保護者（両親のある場合は両親とも）の住民票の写し又はこれに代わる証明書（高等部専攻科においては、本人の住民票の写し又はこれに代わる証明書）

高等部本科については、住民票の写し又はこれに代わる証明書の画像等データをオンライン出願システムに登録する。

エ　府教育委員会が交付した承認書及びその関係書類（府外から高等部専攻科への志願者のみ）

オ　その他、校長が必要と認める書類（視覚に関する診断書等）

高等部本科については、校長が必要と認める書類の画像等データをオンライン出願システムに登録する。

２　検査

○ 高等部専攻科

(1) 期　　日　　**令和９年２月 13 日(土)**

(2) 場　　所　　志願先の視覚支援学校

(3) 内　　容　　学力検査、面接、適性検査

○ 高等部本科・幼稚部

(1) 期　　日　　**令和９年３月 11 日(木)**

(2) 場　　所　　志願先の視覚支援学校

(3) 内　　容

幼稚部	面接等
高等部本科	学力検査、面接、適性検査

Ⅲ　入学者の決定

校長は、次の要領により入学者の決定を行う。

(1) 決定のための補助機関として、教職員等をもって準備委員会を組織し、厳正で円滑な事務の職務の遂行を図る。

(2) 志願者が提出した書類の内容と決定のための検査の結果を総合して判定する。

(3) 準備委員会の構成及び実施計画等を、高等部専攻科については令和９年１月 13 日(水)までに、幼稚部・高等部本科については２月 10 日(水)までに府教育委員会に報告する。

(4) 追加募集を行う場合は、入学者の決定を本実施要項による入学者の決定に準じて令和９年３月中に行う。

Ⅳ　中学校等の進学指導

中学校等の校長は視覚支援学校高等部へ志願する生徒に対する進学指導に当たっては、教育内容等を踏まえ、志願が適切なものとなるよう志願者・保護者に周知すること。

Ⅴ　入学予定者の発表

入学予定者の発表を、高等部専攻科については**令和９年２月 19 日(金)**に、高等部本科・幼稚部については**３月 15 日(月)**に行う。

なお、高等部本科の入学予定者の発表は、**３月 15 日（月）の正午**にオンライン出願システムにより行う。

Ⅵ　府外から入学志願する者の審査

(1) 審査対象者

高等部専攻科に入学を志願する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、府教育委員会の審査を経て、承認書を出願時に志願先視覚支援学校の校長に提出する。

ただし、原則として、視覚支援学校へ入学手続きをするため、本人が府内に一時的に転居し、入学後、本人が府外に再び転居することが予定されている場合は除く。

なお、詳細については別に定め令和８年 11 月末に府教育委員会のウェブページにて公表する。

ア　本人の住所が府外にあって、入学日までに府内に居住することが確実な者

イ　その他、特別な事情のある者

(2) 審査手続

審査対象者は、次の書類を、府教育庁教育振興室支援教育課に提出する。

ア　大阪府立視覚支援学校入学志願特別事情申請書（用紙は 11 月末に府教育委員会のウェブページに掲載するとともに令和８年 12 月１日(火)以降、府教育委員会においても交付する。）

イ　その他、府教育委員会において必要と認めた証明書又は資料

(3) 事前相談及び審査期間

原則として(2)イの提出が必要な者については、審査に係る事前相談を行う。

事前相談期間は、令和８年 12 月１日（火）から令和９年１月７日（木）までの間（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の期間(12 月 29 日から１月３日)を除く。）の午前 10 時から午後４時まで（午後０時 15 分から午後１時を除く。）とする。

また、審査期間は、次のとおりとする。

部　科　名	審査期間（土、日、祝日を除く）	受付時間
高等部専攻科	令和９年１月８日(金)～１月 15 日(金)	午前 10 時～午後４時

＊Ⅲ(4)の定めによる追加募集に係る事前相談及び審査については、出願期間中に行う。

＊Ⅵ(3)にて定める期間内に事前相談又は審査を受けることのできなかった者について、府教育委員会がやむを得ない事情と認めた場合は別に事前相談又は審査をすることがある。

(4) 承認書の交付

審査の結果、書類に不備がなく志願することが適当であると認めた者に対しては、承認書を交付する。

第３　大阪府立聴覚支援学校高等部及び幼稚部入学者決定

Ⅰ　応募資格

入学を志願することのできる者は、次の①及び②に該当する者とする。

① 両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上の者のうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度の者

② 本人及び保護者の住所が府内にある者、高等部専攻科においては、本人の住所が府内にある者で、次の各号のいずれかに該当する者

(1)　幼稚部にあっては、令和３年４月２日から令和６年４月１日までに生まれた者

(2)　高等部本科にあっては、

ア　中学校等を卒業した者、又は令和９年３月に卒業する見込みの者

イ　学校教育法施行規則第 95 条の各号のいずれかに該当する者

なお、以下の(ｱ)～(ｴ)のいずれかに該当する者は志願することができない。

(ｱ) 高等学校（国公私立のすべての高等学校をさす。以下の(ｱ)～(ｴ)において同じ。）、中等教育学校又は高等学校と同等と認定された在外教育施設の課程を卒業した者又は令和９年３月に卒業する見込みの者

(ｲ) 特別支援学校の高等部を卒業した者又は令和９年３月に卒業する見込みの者並びに高等専門学校の第４学年以上に進級した者又は令和９年３月に進級する見込みの者

(ｳ) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又は令和９年３月に修了する見込みの者

(ｴ) 日本国内において、外国の高等学校相当として文部科学大臣が指定した外国人学校において、学校教育における12年の課程を修了した者又は令和９年３月に修了する見込みの者

(3)　高等部専攻科にあっては、

ア 高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程を卒業又は修了した者、又は令和９年３月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則第 150 条の各号のいずれかに該当する者

Ⅱ　出願、検査等

１　出願

(1) 高等部の出願は１校１学科に限る。

(2) 出願期間（＊）及び出願時間

（＊）高等部本科においては出願データが志願先高等支援学校に提出される期間。以下同じ。

ア　幼稚部及び高等部専攻科

出願期間（土、日を除く）	出願時間
令和９年１月 22 日(金)から１月 29 日(金)	午前 10 時～午後４時

イ　高等部本科

令和９年１月22日（金）午前９時から１月29日（金）午後２時

(ｱ) 志願者による出願登録 志願者情報等の入力期間 **令和８年12月８日（火）午前９時から令和９年１月29日（金）午後２時（※）**
(ｲ) 中学校等の校長による承認期間 **令和８年12月８日（火）午前９時から令和９年１月29日（金）午後２時**
(ｳ) 志願先支援学校長による出願受理期間 **令和９年１月22日（金）午前９時から令和９年１月29日（金）午後２時**

（※）オンライン出願システムでは、志願者による出願後、在籍する中学校等の校長の承認手続きが必要となる。志願者による出願登録は入力期間内に余裕をもって行うこととし、出願登録完了後は速やかに在籍する中学校等の校長に承認手続きを依頼すること。

(3) 提出書類等

ア　○　幼稚部　　入学願　　（様式 S102）〔22 ページ〕

○　高等部専攻科　　入学志願書（様式 S104）〔24 ページ〕

＊高等部本科　　オンライン出願システムによる出願のため、上記様式は使用しない

イ　志願者の調査書（出身学校で作成する。高等部志願者のみ）（様式 S161）〔25 ページ〕

この要項の「**第６　調査書記入上の留意事項**」に従い、令和８年 12 月 31 日現在をもって作成する。ただし、令和９年１月１日（金）から１月 29 日(金)までに転入学した者で、聴覚支援学校高等部入学者決定に出願する者の調査書は、原則として在籍していた中学校等に照会を行い作成する。

高等部本科への出願にあたっては、中学校等の校長は、様式 S161 により作成した調査書の画像等データをオンライン出願システムに登録する。

ウ　住民票等の写し

令和７年度以前に卒業した者は、本人及び保護者（両親のある場合は両親とも。）の住民票の写し又はこれに代わる証明書（高等部専攻科においては、本人の住民票の写し又はこれに代わる証明書）

高等部本科については、住民票の写し又はこれに代わる証明書の画像等データをオンライン出願システムに登録する。

エ　その他、校長が必要と認める書類（聴覚に関する診断書等）

高等部本科については、校長が必要と認める書類の画像等データをオンライン出願システムに登録する。

２　検査

(1) 期　　日　**令和９年３月 11 日(木)**

(2) 場　　所　志願先の聴覚支援学校

(3) 内　　容

幼稚部	面接等
高等部（本科・専攻科）	学力検査、面接

Ⅲ　入学者の決定

校長は、次の要領により入学者の決定を行う。

(1) 決定のための補助機関として、教職員等をもって準備委員会を組織し、厳正で円滑な事務の職務の遂行を図る。

(2) 志願者が提出した書類の内容と決定のための検査の結果を総合して判定する。

(3) 準備委員会の構成及び実施計画等を、令和９年２月 10 日(水)までに、府教育委員会に報告する。

(4) 追加募集を行う場合は、入学者の決定を本実施要項による入学者の決定に準じて令和９年３月中に行う。

Ⅳ　中学校等の進学指導

中学校等の校長は、聴覚支援学校高等部へ志願する生徒に対する進学指導に当たっては、教育内容等を踏まえ、志願が適切なものとなるよう志願者・保護者に周知すること。

Ⅴ　入学予定者の発表

入学予定者の発表は、**令和９年３月 15 日(月)**に行う。

なお、高等部本科の入学予定者の発表は、**３月 15 日（月）の正午**にオンライン出願システムにより行う。

第４　大阪府立知的障がい支援学校、肢体不自由支援学校、病弱支援学校高等部入学者決定

Ⅰ　応募資格

支援学校高等部に入学を志願することのできる者は、本人及び保護者の住所が府内にある者で、

① 中学校等を卒業した者、又は令和９年３月に卒業する見込みの者

② 学校教育法施行規則第 95 条の各号に該当する者のいずれかであって、かつ次の(1)～(5)のいずれかに該当する者

(1) 知的障がい教育を行う支援学校高等部に入学を志願することのできる者は、

ア　知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度の者

イ 知的発達の遅滞の程度が前に掲げる程度に達しない者のうち、社会生活への適応が著しく困難な者

(2) 肢体不自由教育を行う支援学校高等部（中津支援学校を除く。）に入学を志願することのできる者は、

ア 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能、又は困難な程度の者

イ 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しない者のうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度の者

(3) 肢体不自由教育を行う支援学校高等部訪問教育（以下、「訪問教育」という。）に入学を志願することのできる者は、

ア (2)に該当し、重度の障がいをあわせ有するなど、障がいのため通学が困難であり、訪問教育を必要とされる者

イ 実施要項に定める出願手続に示す書類の他、主治医の意見書を提出する者

(4) 中津支援学校高等部に入学を志願することのできる者は、大阪整肢学院に入院している者

(5) 刀根山支援学校高等部に入学を志願することのできる者は、独立行政法人国立病院機構大阪刀根山医療センターに入院している者

なお、以下の(ｱ)～(ｴ)のいずれかに該当する者は志願することができない。

(ｱ) 高等学校（国公私立のすべての高等学校をさす。以下の(ｱ)～(ｴ)において同じ。）、中等教育学校又は高等学校と同等と認定された在外教育施設の課程を卒業した者又は令和９年３月に卒業する見込みの者

(ｲ) 特別支援学校の高等部を卒業した者又は令和９年３月に卒業する見込みの者並びに高等専門学校の第４学年以上に進級した者又は令和９年３月に進級する見込みの者

(ｳ) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又は令和９年３月に修了する見込みの者

(ｴ) 日本国内において、外国の高等学校相当として文部科学大臣が指定した外国人学校において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又は令和９年３月に修了する見込みの者

Ⅱ　出願、検査等

１　出願

(1) 高等部の出願は１校に限る。

(2) 出願期間

令和９年１月22日（金）午前９時から１月29日（金）午後２時

(ｱ) 志願者による出願登録
志願者情報等の入力期間
令和８年12月８日（火）午前９時から令和９年１月29日（金）午後２時（※）

(ｲ) 中学校等の校長による承認期間
令和８年12月８日（火）午前９時から令和９年１月29日（金）午後２時

(ｳ) 志願先支援学校長による出願受理期間
令和９年１月22日（金）午前９時から令和９年１月29日（金）午後２時

（※）オンライン出願システムでは、志願者による出願後、在籍する中学校等の校長の承認手続きが必要となる。志願者による出願登録は入力期間内に余裕をもって行うこととし、出願登録完了後は速やかに在籍する中学校等の校長に承認手続きを依頼すること。

(3) 提出書類等

ア　志願者の調査書（出身学校で作成する。）（様式 S161）〔25 ページ〕

この要項の「**第６　調査書記入上の留意事項**」に従い、令和８年 12 月 31 日現在をもって作成する。ただし、令和９年１月１日（金）から１月 29 日（金）までに転入学した者で、支援学校高等部入学者決定に出願する者の調査書は、原則として在籍していた中学校等に照会を行い作成する。

中学校等の校長は、様式 S161 により作成した調査書の画像等データをオンライン出願システムに登録する。

イ　住民票等の写し

令和７年度以前に卒業した者は、本人及び保護者（両親のある場合は両親とも。）の住民票の写し又はこれに代わる証明書の画像等データをオンライン出願システムに登録する。

ウ　その他、校長が必要と認める書類の画像等データをオンライン出願システムに登録する。

２　検査

(1) 期　　日　**令和９年３月 11 日(木)**

(2) 場　　所　志願先の支援学校

(3) 内　　容　原則として、面接及び障がいの状況に応じた必要な検査

なお、訪問教育に入学を志願する者であって、検査担当者を家庭等へ派遣して行う検査の日時は、校長が志願者の体調等を配慮して定める。

Ⅲ　入学者の決定

校長は、次の要領により入学者の決定を行う。

(1) 決定のための補助機関として、教職員等をもって準備委員会を組織し、厳正で円滑な事務の職務の遂行を図る。

(2) 志願者が提出した書類の内容と決定のための検査の結果を総合して判定する。

(3) 入学者の決定にあたっては、必要に応じて学校間の調整を行う。

(4) 訪問教育の入学者の決定にあたっては、調査書、主治医の意見書及び発達の状況を把握するための諸検査の結果を資料として校長が行う。その決定に際し、あらかじめ校長は校医の意見を聞くものとする。
なお、発達の状況を把握するための諸検査は、校長が複数の検査担当者を家庭等へ派遣して行う。

(5) 準備委員会の構成及び実施計画等を、令和９年２月 10 日(水)までに、府教育委員会に報告する。

Ⅳ　中学校等の進学指導

中学校等の校長は、支援学校高等部へ志願する生徒に対する進学指導を行うに当たっては、教育内容等を踏まえ志願が適切なものとなるよう志願者・保護者に周知すること。

Ⅴ　入学予定者の発表

入学予定者の発表は、**令和９年３月 15 日（月）の正午**にオンライン出願システムにより行う。

第５　令和９年度大阪府立支援学校高等部及び幼稚部入学者決定方針第６項に基づく特例

１　次の場合は検査の一部又はすべてを省略して行うことができる。

(1) 府教育委員会が、本実施要項で定める検査に準じた検査又は教育相談を当該校長が実施する場合

(2) 当該校の中学部から高等部に志願する場合

２　検査の一部又はすべてを省略して行う場合の留意事項

(1) 事前に実施計画を府教育委員会に届け出ること。

(2) 在校生の授業への影響を避けるよう、内容を精選すること。

(3) 志願者が公立高等学校特別選抜及び一般入学者選抜、二次入学者選抜等と併願ができるようにすること。

３　検査を省略して行うことができる学校名等

○ 幼稚部　　検査等の日程　令和９年３月 11 日(木)

- 大阪南視覚支援学校
- 大阪北視覚支援学校
- 生野聴覚支援学校
- 堺聴覚支援学校
- 中央聴覚支援学校

○ 高等部　　検査等の日程　令和９年３月 11 日(木)

- 堺支援学校
- 茨木支援学校
- 東大阪支援学校
- 岸和田支援学校
- 藤井寺支援学校
- 交野支援学校
- 交野支援学校四條畷校
- 箕面支援学校
- 中津支援学校
- 光陽支援学校
- 西淀川支援学校
- 出来島支援学校
- 平野支援学校
- 東住吉支援学校
- 高槻支援学校
- 八尾支援学校
- 富田林支援学校
- 佐野支援学校
- 豊中支援学校
- 寝屋川支援学校
- 和泉支援学校
- 守口支援学校
- 吹田支援学校
- 泉北高等支援学校
- 摂津支援学校
- 泉南支援学校
- 枚方支援学校
- 西浦支援学校
- 思斉支援学校
- 難波支援学校
- 生野支援学校
- 住之江支援学校
- 東淀川支援学校
- 刀根山支援学校

第６　調査書記入上の留意事項

１　全般的留意事項

(1) 記入事項のないときは、該当欄に斜線を引く。

(2) 該当文字を選択する場合は〇で囲む。

(3) 府外の中学校等を卒業する見込みの者については、当該都道府県の特別支援学校入学者決定実施要項等で定めている調査書の様式が本府様式S161〔25ページ〕で定める内容をすべて含んでいる場合（別途、資料を付している場合を含む。）には、当該都道府県の特別支援学校入学者決定実施要項等で定めている様式で作成してもよい。

２　「各教科の学習の記録」

(1) 「評定」欄

ア　第３学年における必修の全教科について「評定」欄に、中学校学習指導要領に示す当該学年の目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）に基づく評定を、上位から５、４、３、２、１の５段階の表示で記入する。

なお、教科の評価が当該学年の中学校学習指導要領に示す目標に準じた評価（いわゆる絶対評価）になじまないと中学校等の校長が判断した場合は、評定を無記載とする。評定を無記載とした教科の評定欄には「－」を記入する。

イ　府外の中学校等卒業者においては、原則として当該都道府県の特別支援学校入学者決定実施要項等に基づいて作成した評定を記入する。当該評定が10段階の表示の場合、上位から10、９、８、…として記入し、「評定の段階」欄に、「10」と記入する。５段階の表示の場合、上位から５、４、３、…として記入し、「評定の段階」欄に、「５」と記入する。

なお、当該都道府県の特別支援学校入学者決定実施要項等に定めがない場合は、生徒指導要録に記載された評定に基づいて記入する。

(2) 「各教科の学習に関する記録」欄

各教科の学習について、生徒が特に興味をもって取り組んだ学習内容や取組みの様子等について、簡明に記述する。

３　「活動/行動の記録」

(1) 道徳、総合的な学習の時間、特別活動や校内・校外での活動に関すること、生徒の良さや優れた点、成長の状況に関することを記載する。ただし、道徳を「特別の教科道徳」として位置付けて実施した第三学年の道徳における教育活動の記録は記載しない。

(2) 客観的で具体的な事実を、できるだけ詳細に示して記載する。

(3) 生徒の人物像を示すため、記載者の評価を含む内容を記載する場合も、なぜそう判断するかの根拠（事実）と併せて記載する。

(4) 府外の中学校等から転入学した者については、生徒指導要録の内容等も参考に記載すること。

第７　入学決定検査に伴う教育相談等の留意事項

入学を希望する幼児・生徒及びその保護者等（以下「生徒等」という。）に対し、各学校はあらかじめ教育相談を十分に行うこと。また、相談に当たっては以下の事項に留意すること。

１　生徒等が、志願する学校で学ぶ意義を理解し、目的をもって、志願するよう適正に教育相談を実施すること。

２　大阪府立視覚支援学校及び大阪府立聴覚支援学校において職業教育を行う学科へ志願する生徒に対する教育相談に当たっては、その学科について十分理解を得ること。

３　学校の概要、教育課程、指導内容、特徴及び指導方針等について、わかりやすく説明すること。

４　定められた通学区域以外からの志願はできないことを、十分説明すること。

５　生徒等の希望や疑問を十分に受け止める姿勢をもって対応すること。

６　教育相談等において個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を具体的に明らかにし、当該目的達成のために必要な範囲内で収集すること。

第８　令和９年度府立支援学校通学区域

Ⅰ　視覚支援学校

○ 幼稚部・高等部本科通学区域

	大阪南視覚支援学校			大阪北視覚支援学校		
通学区域	天王寺区	＊東大阪市	堺市	北　区	東成区	茨木市
	生野区	八尾市	泉大津市	都島区	旭　区	摂津市
	阿倍野区	柏原市	和泉市	福島区	城東区	守口市
	住之江区	富田林市	高石市	此花区	鶴見区	枚方市
	住吉区	河内長野市	泉北郡	中央区		寝屋川市
	東住吉区	松原市	岸和田市	西　区	豊能郡	大東市
	平野区	羽曳野市	貝塚市	港　区	豊中市	門真市
	西成区	藤井寺市	泉佐野市	大正区	池田市	四條畷市
		大阪狭山市	泉南市	浪速区	箕面市	交野市
		南河内郡	阪南市	西淀川区	三島郡	＊東大阪市
			泉南郡	淀川区	吹田市	
				東淀川区	高槻市	

＊　東大阪市は、①外環状線の東側は大阪南視覚支援学校の区域とする。
②外環状線の西側は築港枚岡線で南北に二分し、
その北側を大阪北視覚支援学校の区域とする。
その南側を大阪南視覚支援学校の区域とする。

○ 高等部専攻科通学区域

大阪南視覚支援学校及び大阪北視覚支援学校の高等部専攻科の通学区域割は府内全域とする。

Ⅱ　聴覚支援学校

○ 幼稚部通学区域

	中央聴覚支援学校	堺聴覚支援学校	生野聴覚支援学校
通学区域	北区　港区　旭区 都島区　大正区　城東区 福島区　浪速区　鶴見区 此花区　西淀川区　中央区 淀川区　西区　東淀川区	堺市　岸和田市　阪南市 泉大津市　貝塚市　泉北郡 和泉市　泉佐野市　泉南郡 高石市　泉南市	豊能郡　茨木市　交野市 豊中市　摂津市　東大阪市 池田市　枚方市　八尾市 箕面市　寝屋川市　柏原市 三島郡　大東市　吹田市 門真市　高槻市　四條畷市
調整区域	阿倍野区　東住吉区　住之江区　平野区　住吉区　西成区		
		松原市　大阪狭山市　羽曳野市　藤井寺市　富田林市 南河内郡　河内長野市	
	生野区　天王寺区　東成区 守口市		生野区　天王寺区　東成区 守口市

○ 高等部普通科・専門学科通学区域

だいせん聴覚高等支援学校及び中央聴覚支援学校の高等部普通科・専門学科の通学区域割は府内全域とする。

Ⅲ　知的障がい支援学校・肢体不自由支援学校・病弱支援学校

○高等部通学区域

種別	学　校　名	高　等　部　通　学　区　域
知的障がい	豊中支援学校	豊中市（第一中、第二中、第三中、第四中、第五中、第八中、第九中、第十一中、第十三中、第十四中、第十五中、第十六中、第十七中、第十八中の校区）、池田市、豊能町、能勢町
	箕面支援学校	箕面市（豊中支援学校中学部卒業予定者を含む）
	高槻支援学校	高槻市（第一中、第二中、第三中、第四中、第八中、第九中、柳川中、阿武野中、城南中、川西中、如是中、芝谷中、阿武山中の校区）、島本町
	吹田支援学校	吹田市（第一中、第二中、第三中、第五中、第六中、片山中、佐井寺中、南千里中、豊津中、豊津西中、高野台中、竹見台中の校区）
	摂津支援学校	高槻市（五領中、第六中、第七中、第十中、冠中の校区）、摂津市、 吹田市（山田中、西山田中、山田東中、千里丘中、青山台中、古江台中の校区）
	茨木支援学校	茨木市（高槻支援学校及び摂津支援学校中学部卒業予定者を含む）
	寝屋川支援学校	寝屋川市、門真市（守口支援学校中学部卒業予定者を含む）
	守口支援学校	守口市
	枚方支援学校	枚方市（第一中、第二中、第三中、第四中、枚方中、中宮中、招提中、楠葉中、東香里中、楠葉西中、山田中、渚西中、桜丘中、蹉跎中、招提北中の校区）
	交野支援学校 四條畷校	四條畷市、大東市、東大阪市（盾津中、楠根中、高井田中、新喜多中の校区）、枚方市（津田中、長尾中、杉中、長尾西中の校区）、交野市
	東大阪支援学校	東大阪市（石切中、孔舎衙中、枚岡中、縄手北中、縄手中、池島学園、くすは縄手南校、玉川中、英田中、花園中、若江中、盾津東中の校区）
	八尾支援学校	八尾市
	西浦支援学校	羽曳野市、柏原市、松原市、藤井寺市、東大阪市の向陽学園、堺市（美原区・東区・北区のうち五箇荘中、金岡北中、大泉中、八下中、金岡南中の校区）
	富田林支援学校	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
	和泉支援学校	泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町
	泉北高等支援学校	堺市（中区・南区・西区のうち堺市立上神谷支援学校、福泉中、鳳中の校区）
	堺支援学校	堺市（堺区・北区のうち中百舌鳥中、長尾中、陵南中の校区・西区のうち堺市立百舌鳥支援学校、浜寺中、浜寺南中、上野芝中、津久野中の校区）
	佐野支援学校	岸和田市、貝塚市
	泉南支援学校	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
	思斉支援学校	都島区、旭区、城東区（寝屋川以北）、鶴見区（寝屋川以北）
	難波支援学校	中央区、西区、港区、大正区、浪速区、西成区
	生野支援学校	天王寺区、東成区、生野区、城東区（寝屋川以南）、鶴見区（寝屋川以南）、平野区（国道 25 号線以北）、東大阪市（長栄中、意岐部中、小阪中、金岡中、布施中、上小阪中、長瀬中、弥刀中、柏田中の校区　ただし、向陽学園に入所の生徒は西浦支援学校）
	住之江支援学校	阿倍野区、住之江区
	東住吉支援学校	住吉区、東住吉区、平野区（国道 25 号線以南）
	東淀川支援学校	淀川区、東淀川区、豊中市（庄内よつば学園、第十二中、庄内さくら学園の校区）
	出来島支援学校	北区、福島区、此花区、西淀川区

種別	学　校　名	高　等　部　通　学　区　域
肢体不自由	茨木支援学校	高槻市、茨木市、摂津市、島本町
	箕面支援学校	豊中市、池田市、箕面市、吹田市、能勢町、豊能町
	交野支援学校	枚方市、交野市、寝屋川市、四條畷市、門真市
	東大阪支援学校	大東市、東大阪市、八尾市（近鉄大阪線・信貴線・近鉄西信貴ケーブル以北）
	藤井寺支援学校	八尾市（近鉄大阪線・信貴線・近鉄西信貴ケーブル以南）、松原市、柏原市、富田林市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村
	堺支援学校	堺市 調整区域〔高石市、泉大津市、和泉市、忠岡町〕
	岸和田支援学校	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
	中津支援学校	大阪整肢学院に入院中の生徒
	光陽支援学校	北区（天神橋筋以東）、都島区、中央区（堺筋以東）、天王寺区（千日前通り以北）、東淀川区、東成区、旭区、城東区、鶴見区、守口市
	西淀川支援学校	北区（天神橋筋以西）、福島区、此花区、中央区（堺筋以西）、西区、港区、大正区、西淀川区、淀川区、住之江区（南港大橋以北）
	平野支援学校	天王寺区（千日前通り以南）、生野区、阿倍野区、東住吉区（地下鉄玉出－平野を東西に結ぶ線以北）、平野区
	東住吉支援学校	浪速区、住之江区（南港大橋以南）、住吉区、東住吉区（地下鉄玉出－平野を東西に結ぶ線以南）、西成区
病弱	刀根山支援学校	独立行政法人国立病院機構大阪刀根山医療センターに入院中の生徒

＊小学部、中学部の通学区域については、大阪府教育庁教育振興室支援教育課のホームページに掲載

＊職業学科を設置する府立知的障がい高等支援学校の通学区域は府内全域

大阪府　教育庁教育振興室支援教育課　　令和８年11月発行
〒540-8571　大阪市中央区大手前２丁目　　TEL 06（6941）0351
E-mail　kyoikushinko-g05@sbox.pref.osaka.lg.jp　FAX 06（6944）6826